

都城市物産振興拠点施設「道の駅」都城  
直販所木製什器製作設置業務仕様書

株式会社ココニクル都城

株式会社ココニクル都城（以下「発注者」という。）が発注する直販所木製什器製作設置業務の仕様は次のとおりとする。本業務を受注する者（以下「受注者」という。）は、都城市物産振興拠点施設「道の駅」都城の運営に寄与するために、次のとおり業務を行う。

1 業務名 都城市物産振興拠点施設「道の駅」都城直販所木製什器製作設置業務

2 目的

都城市物産振興拠点施設「道の駅」都城施設（以下、「当施設」という。）において、肉と焼酎を核とした地場特産品や農産物を販売する直販所のメイン什器を木製で意匠を凝らし、暖かみを感じられる販売空間にすることを目的とする。

3 予定価格 22,700,000円（税込）

4 実施方式 公募型プロポーザル方式

5 業務場所 都城市物産振興拠点施設「道の駅」都城  
都城市都北町5225番地1

6 業務期間 契約締結日から令和5年1月31日（火）まで

7 納品設置 令和5年1月31日

8 業務内容

次により直販所内の木製什器を設計、製作し、設置すること。

（1）木製什器の設計

次の要件をすべて満たす木製什器を設計すること。また、設計にあたり施工図を作成することとし、施工図のデータはPDF又はCADデータとすること。

①A-1 稼働棚什器

数量：1台

サイズ：W1200×D600×H1500

条件：稼働棚を2段設け、天板には、清掃しやすいメラミン化粧板を使用する。その他の箇所は、県産材もしくは塗装仕上げとする。また、下部に商品庫を設ける。

#### ②A-1 稼働棚什器

数 量：2 台

サイズ：W900×D600×H1500

条 件：稼働棚を2段設け、天板には、清掃しやすいメラミン化粧板を使用する。その他の箇所は、県産材もしくは塗装仕上げとする。また、下部に商品庫を設ける。

#### ③A-1 稼働棚什器

数 量：1 台

サイズ：W750×D520×H1500

条 件：稼働棚を2段設け、天板には、清掃しやすいメラミン化粧板を使用する。その他の箇所は、県産材もしくは塗装仕上げとする。また、下部に商品庫を設ける。

#### ③A-2 稼働棚什器

数 量：3 6 台

サイズ：W900×D450×H150

条 件：稼働棚を2段設け、天板には、清掃しやすいメラミン化粧板を使用する。その他の箇所は、県産材もしくは塗装仕上げとする。また、下部に商品庫を設ける。

#### ④A-3 焼酎円形什器

数 量：1 台

サイズ：W1800×D1800×2100

条 件：タワー型の焼酎棚であり、シンボリック的要素を含むデザインとする。稼働棚を3段設け、天板には、清掃しやすいメラミン化粧板を使用する。その他の箇所は、県産材もしくは塗装仕上げとする。また、下部に商品庫を設ける。

#### ⑤B-1 木工平台什器

数 量：4 台

サイズ：W1800×D1500×H1350

条 件：四方からのアプローチが可能な什器であること。稼働棚を3段設け、天板には、清掃しやすいメラミン化粧板を使用する。その他の箇所は、県産材もしくは塗装仕上げとする。

#### ⑥B-2 テーブル什器（丸型）

数 量：1 台

サイズ：(W600×D600×H600) ×3 台

条 件：円形のノベルティグッズ陳列台であり、天板には、清掃しやすいメラミン化粧板を使用する。W600の円形テーブルが接合しているイメージである。

#### ⑦B-2 テーブル什器（丸型）

数 量：1 台

サイズ：(W600×D600×H600) ×3 台、(W900×D900×H950) ×1 台

条 件：円形什器を組み合わせた花卉販売用陳列台であり、天板には、清掃しやすいメラミン化粧板を使用する。W900の円形テーブルが1台、W600の円形テーブルが3台接合しているイメージである。

### ⑧B-3 テーブル什器（角型）

数 量：1 台

サイズ：(W2400×D1200×H950)

条 件：弁当や総菜専用の陳列台であり、陳列方法に工夫を凝らし、天板には、清掃しやすいメラミン化粧板を使用する。

### ⑨B-4 木工平台什器（低型）

数 量：1 台

サイズ：(W1910×D900×H1350)

条 件：パンやサンドウィッチ専用の陳列台であり、ひな段を使用する。天板には、清掃しやすいメラミン化粧板を使用する。

### ⑩B-4 木工平台什器（低型）

数 量：3 台

サイズ：(W1500×D900×H900)

条 件：主にカレーや肉加工品の陳列台であり、ひな段を使用する。天板には、清掃しやすいメラミン化粧板を使用する。

### ⑪D-1 可変型平台

数 量：16 台

サイズ：(W1500×D900×H800) ×16 台

条 件：産直野菜の陳列台であり、D-2 の折り畳み式売台を上部に乗せ、2組を組み合わせたディスプレイをする。

### ⑫D-2 折り畳み式売台

数 量：32 台

サイズ：(W680×D655×H80) ×16 台、(W680×D320×H80) ×1 台

条 件：D-1 の可変型平台の上部に設置し、生鮮野菜等をディスプレイする折り畳み式の棚である。

### ⑬オフィス前ディスプレイコーナー（展示棚 A・展示棚 B）

数 量：一式

サイズ：展示棚 A (W7067×D600×H3000)、展示棚 B (W2992.4×D600×H3000)

条 件：インフォメーションコーナーも兼ねた伝統工芸品を展示するコーナーであり、展示棚 A と展示棚 B の組み合わせで L 型コーナーにすること。LED ダウンライトを用いる等、工夫を凝らすこと。

東京オリンピック 2020 選手村の梁等に使用された宮崎県産杉（提供木材）を活用し、木の温もりを感じられるスペースにすること。

### ⑭共通事項

- ・使用する木材は原則として宮崎県産材を使用すること。
- ・使用する木の特徴を活かした設計とすること。
- ・主に木を使用すれば、必要な範囲で金属を使用することを認める。
- ・直販所全体と調和し、木の温もりを感じられる空間演出に配慮すること。

- ・不特定多数の来場者が使用することを考慮し、安全性及び耐久性と使い勝手の良さが両立する設計に努めること。
- ・容易に汚れを清拭できる設計とすること。
- ・破損に伴う修理や部品交換が容易にでき、メンテナンス性の高い設計とすること。

## (2) 木製什器の製作

次に従い前項(1)に掲げる木製什器を製作すること。

### ①材料の調達

当該什器の製作に必要な宮崎県産木材・塗料等の材料を調達すること。

### ②製作

前項(1)の設計に従い、什器を製作すること。

なお、製作に当たっては、次により室内環境に配慮すること。

- ・木質系材料についてのホルムアルデヒド放散量は、「F☆☆☆☆」を標準とすること。
- ・接着剤はノンホルムタイプ、低ホルムタイプを使用し、「F☆☆☆☆」を標準とすること。
- ・塗料はトルエン、キシレンの含有量の少ないものし、「F☆☆☆☆」を標準とすること。

## (3) 木製什器の設置

前項(2)で製作した木製什器を発注者が指定する場所に設置すること。

## 8 瑕疵担保

本契約の期間の末日から1年間は無償保証期間とし、製造品に不良、設置の不備その他の瑕疵があった場合には、直ちに無償にて交換又は修繕を行うこと。

## 9 生産物賠償責任保険(PL保険)への加入

製造物責任法(平成6年法律第85条)に規定する損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険(PL保険)に加入している(又は加入することが可能である)こと。

但し、保険加入に要する一切の経費等は受注者の負担とする。

## 10 業務実施体制等

総括責任者を1名及び実務担当者を1名以上配置すること。

なお、総括責任者と実務担当者は兼ねることができる。また、業務期間中は、発注者との緊密な連絡・運営体制を構築すること。

## 11 業務の適正な実施に関する事項

### (1) 関係法令の遵守

受注者は、本業務を行うに当たり、関係する法令を遵守すること。

### (2) 業務の一括再委託の禁止

受注者は、受注者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。

### (3) 守秘義務

受注者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は、自己の利益のために利用することはできない。また、業務終了後も同様とする。

#### 12 業務の継続が困難となった場合の措置について

受注者との契約期間中において、受注者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、発注者は契約の取消しができる。この場合、発注者に生じた損害は、受注者が賠償するものとする。

なお、次期受注者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとする。

#### 13 その他

①本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。

②発注者は、事業の執行の適正を期するため必要があるときは、受注者に対して報告を求め、又は、事務所等に立ち入り、関係帳簿書類その他の物件を検査もしくは関係者に質問を行う場合がある。

③業務が完了したときは、受注者は、直ちに発注者へ業務完了報告書を提出すること。

④設置工事の際に、受注者が発注者に対して損害を与えた場合、損害賠償の責を負うものとする。

⑤本仕様書に疑義のあるときは、速やかに施設管理者の指示を受けなければならない。契約書に記載された事項は本仕様書を優先し、契約書及び仕様書で定めのない事項については施設管理者の指示を受けなければならない。

⑥この木製什器は、令和5年2月より稼働予定であり、設置完了後、受注者に対し発注者からの改善要求等があるときは、誠意をもってその要請に応えなければならない。

⑦本仕様書にあるすべての什器の輸送、納入、設置工事及び撤去の費用については、受注者の費用負担とする。

⑧本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、決定する。

⑨受注者は、本稼働までの間、諸準備等を行うとともに、発注者が指定する打合せ等に参加し、協議及び調整を行うこと。

なお、打合せ等の参加に要する経費は、全て受注者の負担とし、協議及び調整の過程で、提案書類の内容を変更する場合がある。

(以 上)